

医療法人純和会矢作川病院産業精神保健(IMH)研究所

産業精神保健定期研究会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本研究会は、医療法人純和会矢作川病院産業精神保健 (IMH) 研究所産業精神保健定期研究会 (以下、研究会) と称す。

第2条 (目的)

本研究会は、産業に関わる全ての人々を尊重し、産業精神保健における問題の研究に努め、個人、家族、及び、社会が持つあらゆる可能性を支援することにより、健全な発展に寄与することを理念とし、1. 個人の職場からの不適応予防、治療、及び健康的な活力を備えた職場復帰。2. 個人、家族、集団等、産業に関する全ての人々の精神的な健康の保持・増進。3. 目まぐるしく移り変わる情報化時代を迎え、今日の働く世代の急増する心の問題を探究することを目的とする。

第3条 (事業)

本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①精神疾患に罹患した社員の継続したフォローや職場復帰システムの研究を行う。
- ②現代の企業におけるうつ病及び、発達障害等の特徴解明の研究、及び、企業に関連した種々の精神疾患の研究を行う。
- ③企業の一般社員、管理職の精神健康管理の個別的、具体的対処法の研究を行う。
- ④企業組織に対する精神保健への知識や意識の啓蒙、情報交換を行う。
- ⑤企業体、医療機関、精神福祉機関、教育機関などが機能的に連携できる場を、本研究会を通して提供する。
- ⑥上記を行う企画として研究会を開催し、紀要、ニュースレターを発行し、広く社会に情報発信する。

第2章 研究会

第4条 (研究会の設置)

第3条に規定する事業を行うため、本研究所に研究会を設置する。

第5条 (研究会会員)

研究会は、第2条に規定する本研究所の目的に賛同する会員をもって構成する。

- 2 会員は個人会員及び法人会員の2種類とし、法人会員はA会員、B会員、C会員及び、D会員の4種類とする。

第6条（入会）

研究会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得て研究会会員となることができる。

第7条（年会証）

研究会会員には、次のとおり会員証を発行する。

- ① 個人会員 1枚
- ② 法人会員
 - イ：A会員 1枚
 - ロ：B会員 2枚
 - ハ：C会員 4枚
 - ニ：D会員 10枚

第8条（年会費）

研究会会員は、入会1年後、解約の申し出がない限り自動更新とする。

2 年会費の額は別に定める

第9条（研究会参加資格）

本研究所が主催する研究会に参加しようとする者は、研究会会員でなければならない。

ただし、研究会会員以外で研究会に参加しようとする者は所長が認めた場合に限り、研究会開催ごとに、研究会参加費を支払うことにより、該当研究会に参加することができる。

第10条（退会）

研究会会員が研究会を退会しようとするときは、所定の退会届を提出しなければならない。

2 退会時には、会員証を返納する。

3 研究会会員が、年度の途中に退会する時は、既に納入したその年度の年会費は返還しないものとする。

第11条（資格喪失）

研究会会員が次の各号の事由に該当した場合には、会員としての資格を失う。

- ①退会届を提出した場合。
- ②個人会員が死亡した場合。
- ③法人会員が解散した場合。
- ④研究会会員に本規約違反、その他会員としてふさわしくない行為があり、役員会が退会を相当と認めた場合。